

森林土木工事調査等業務委託 共通仕様書

令和 8 年 10 月改定

兵庫県農林水産部治山課
兵庫県農林水産部林務課

第 1 条	適用範囲	1
第 2 条	調査等業務に関する一般事項	1
第 3 条	各種調査試験等	2
第 4 条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項 (地質・土質調査、測量業務)	2
第 5 条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項 (設計等業務)	3
第 6 条	再委託	3
第 7 条	治山事業測量業務	3
第 8 条	治山 CAD 製図基準〈治山林道共通〉	6
第 9 条	林道事業測量設計等業務	6
第 10 条	森林土木工事詳細設計照査要領に基づく照査業務	7

森林土木工事調査等業務委託共通仕様書

(兵庫県農林水産部治山課および林務課)

第1条 適用範囲

(仕様書)

- 1 兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計・計画に係る業務委託に関する仕様書は、「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」(林野庁長官通知(以下「林野委託仕様書」という))を基本とする。
- 2 森林土木工事調査等業務委託共通仕様書(以下「本仕様書」という)は兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計及び計画に関する一般的事項を示すものであり、基本的に林野委託仕様書に記載のない事項、記述を統一する事項等を取りまとめたものである。
- 3 林野委託仕様書第 1101 条第 1 項による「標準仕様書」、第 2101 条第 1 項による「標準仕様書」、第 3101 条第 1 項による「標準仕様書」は本条第 1 項、第 2 項より林野委託仕様書と総称し、個々の委託分野に限定する必要がある場合は、「調査」「測量」「設計」「計画」等を明確にした取扱いをするものとする。
- 4 個々の業務委託契約に関して特別に必要なことについては、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 5 上記 1、2、4 項の仕様書は相互に補完し合うものであり、各仕様書に相違がある場合は、第 4 項→第 2 項→第 1 項の順に優先することを原則とする。
- 6 兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計・計画に係る業務委託契約、業務の実施にあたって使用する様式類は、「測量・各調査業務等共通仕様書の提出書類一覧表及び各様式」(兵庫県県土整備部 編)、「設計業務等共通仕様書の提出書類一覧表及び各様式」(兵庫県県土整備部 編)に規定されたもの及び契約担当部署等が定めた共通様式によるものとする。但し、「打合せ記録簿」については、「発注者・印」欄の「監督員」又は「調査職員」の記載について、契約書の記載に合わせるものとする。
- 7 受注者は、設計図書、仕様書に関して疑義の生じたものは、監督員(測量・調査業務等委託契約による場合)又は調査職員(土木設計等業務委託契約による場合)と協議するものとする。
- 8 受注者は、本仕様書のうち、委託契約の内容に対する各条項を熟知して、業務遂行しなければならない。
- 9 林野委託仕様書第 1102 条第 1 項、第 2102 条第 1 項、3102 条第 1 項発注者は、契約担当者と読み替えるものとする。
- 10 林野委託仕様書第 1102 条第 3 項、第 2102 条第 3 項以下すべての監督職員は、監督員と読み替えるものとする。
- 11 林野委託仕様書第 1102 条第 4 項以下すべての検査職員は検査員と読み替えるものとする。
- 12 林野委託仕様書第 1108 条、第 2108 条以下(第 3 編 設計業務標準仕様書を除く)すべての管理技術者は、主任技術者と読み替えるものとする。主任技術者の権限は、契約書第 10 条第 2 項に基づく。

第2条 調査等業務に関する一般事項

調査等業務の実施に当たっては、「治山技術基準」、「治山林道必携(調査・測量・設計編)」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「林道規程」、「林道規程の運用細則」、「林道技術基準」、「森林土木工事安全施工技術指針」(以上、林野庁)、「治山事業技術方針」、「民有林林道事業設計方針及び留意事項」及び「地山補強土工法設計・施工指針(案)」、「兵庫県公共測量作業規程」、「兵庫県林業専用道作設指針」、「ロープネット・ロックボルト設計施工指針(案)」(以上、兵庫県)によるもののほか、林野委託仕様書及び本仕様書によるものとする。

第3条 各種調査試験等

発注者は、次の各号に掲げる調査・試験等が必要な場合は、その内容について特記仕様書で定めるものとする。

- (1) 学識経験者等による委員会の設置・運営
- (2) 特殊な工法、機械等に係る開発調査
- (3) 総合治山調査及び地すべり防止対策調査等に一般調査、測量又は設計業務の項目を含む場合
- (4) 森林整備等一般調査に設計・積算業務の項目を含む場合
- (5) その他前各号に準ずる調査・試験等

第4条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(地質・土質調査、測量業務)

林野委託仕様書「地質・土質調査業務」及び「測量業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「測量調査業務等委託契約書」を示す。

- 1 第1102条第3項、第2102条第3項監督員とは、契約書第9条に規定する者をいう。
- 2 第1102条第4項、2102条第4項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 3 第1102条第5項、2102条第5項主任技術者とは、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 4 第1107条第3項、第2107条第3項監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した条項である。
- 5 第1108条第3項の管理技術者の資格は、次の要件を満たしている者であること。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条に規定する技術士の登録(「総合技術監理部門・森林ー森林土木」、「森林部門・森林土木」の登録に限る。)を受けた者又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第108条第2項に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者
 - イ 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者
 - ウ 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者
 - エ 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(「森林土木部門」の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(RCCM(「森林土木部門」)の資格を有する者)であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者
- 6 第1116条第1項、第2116条第1項監督員が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第12条に基づく。
- 7 第1117条第1項、第2117条第1項土地への立入り等については契約書第13条の定めに基づく。
- 8 第1120条第1項、第2121条第1項検査については、契約書第32条第1項の規定に基づく。
- 9 第1121条第4項、第2122条第4項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第32条第5項の規定に基づく。
- 10 第1123条第1項第4号、第2124条第1項第4号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第31条の規定に基づく。
- 11 第1124条第3項、第2125条第3項の履行期間の延長は、契約書第23条の規定に基づく。
- 12 第1124条第4項、第2125条第4項の契約期間を短縮する場合については、契約書第24条の規定に基づく。
- 13 第1125条第1項、第2126条第1項一時中止については、契約書第20条第1項の規定に基づく。
- 14 第1126条、第2127条の発注者の賠償責任について、一般損害は契約書第28条、第三者に及ぼした損害は契約書第29条の規定に基づく。
- 15 第1127条第2128条の受注者の賠償責任等について、一般損害は契約書第28条、第三者に及ぼした損害は

契約書第 29 条の規定に基づく。

- 16 第 1127 条 1 第項第 2 号、第 2128 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。
- 17 第 1128 条第 1 項、第 2129 条第 1 項の部分使用については、契約書第 34 条の規定に基づく。
- 18 第 1129 条第 1 項、第 2130 条第 1 項主たる部分については、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づく。
- 19 第 1129 条第 2 項、第 2130 条第 2 項については、「契約書第 7 条第 3 項ただし書きの規定に基づく。
- 20 第 1130 条第 1 項、第 2131 条第 1 項成果物の使用等については、契約書第 6 条第 4 項の規定に基づく。
- 21 第 1130 条第 2 項、第 2131 条第 2 項の著作権、特許権その他第三者の権利の対象であり、且つその使用について設計図書に明示のない場合に、その費用負担を発注者に求めることについては、契約書第 8 条の規定に基づく。
- 22 第 1131 条第 1 項、第 2132 条第 1 項守秘義務については、契約書第 1 条第 5 項の規定に基づく。
- 23 第 1135 条、第 2135 条履行報告については、契約書第 15 条の規定に基づく。

第 5 条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(設計等業務)

林野委託仕様書「設計業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「土木設計業務等委託契約書」を示す。

- 1 第 3102 条第 3 項以下監督職員は、必要に応じて「調査職員」と読み替える。この場合、「調査職員」とは、契約書第 9 条に規定する者をいう。
- 2 第 3102 条第 4 項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 3 第 3102 条第 5 項管理技術者とは、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 4 第 3102 条第 6 項照査技術者とは、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 5 第 3106 条第 3 項の管理技術者の資格は、次の要件を満たしている者であること。
 - (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 32 条に規定する技術士の登録(「総合技術監理部門・森林―森林土木」、「森林部門・森林土木」の登録に限る。)を受けた者又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。
 - ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(同法第 108 条第 2 項に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者
 - イ 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者
 - ウ 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者
 - エ 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(「森林土木部門」の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(RCCM(「森林土木部門」)の資格を有する者)であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者は以下のとおり定める。
- 6 第 3106 条第 4 項管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項のことであり、同条同項に行使できないと規定された権限を除くものとする。
- 7 第 3108 条第 1 項担当技術者の人数は、特別の定めのない限り 3 名までの適切な人数とする。また、受注者が設計共同体の場合は、業務内容、構成員の数及びその他の条件を考慮して別途定めることとする。
- 8 第 3114 条第 1 項発注者が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第 12 条に基づく。
- 9 第 3115 条第 1 項土地への立入り等については契約書第 13 条の定めに基づく。
- 10 第 3118 条第 1 項検査については、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づく。
- 11 第 3119 条第 4 項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第 32 条第 5 項の規定に基づく。
- 12 第 3120 条第 1 項は、「契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する『予期することのできない特別な状態』とは、契

約書第 20 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。」と読むこととする。

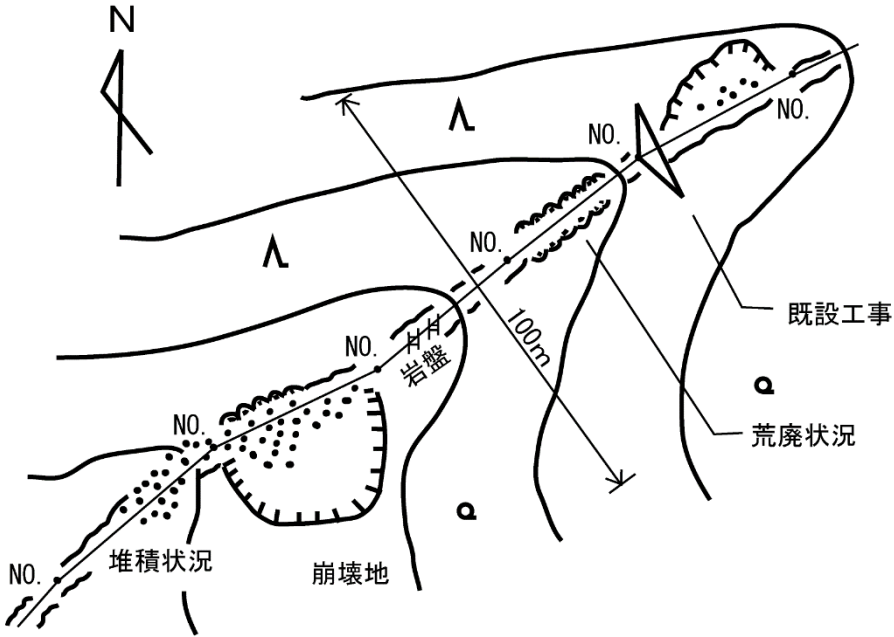
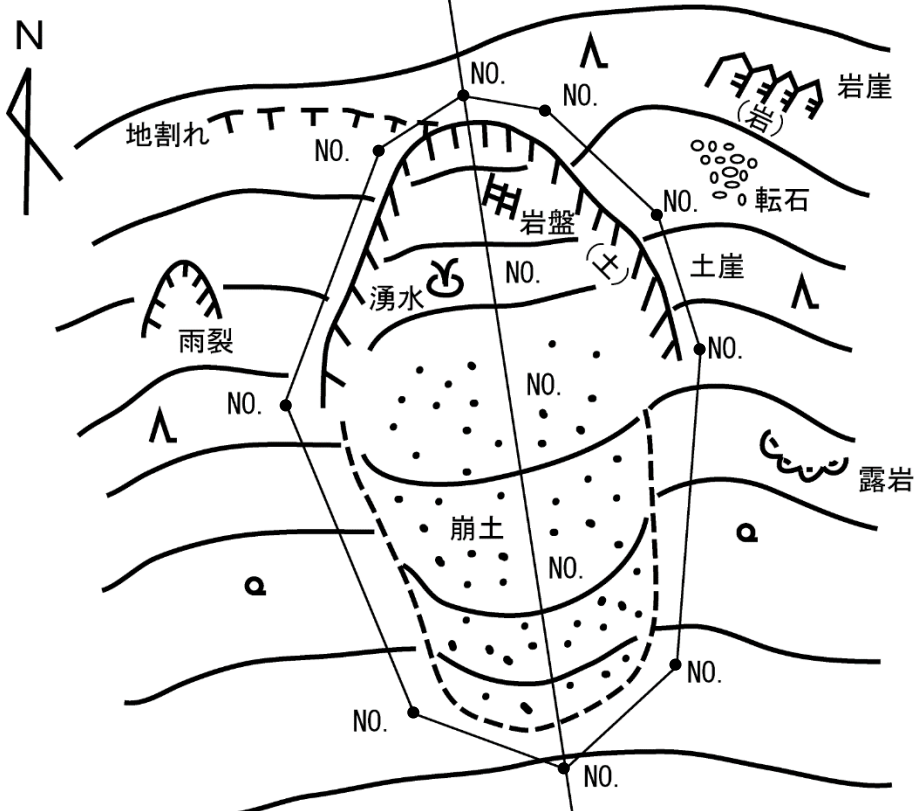
- 13 第 3120 条第 2 項は、「監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。」と読むこととする。
- 14 第 3121 条第 1 項第 4 号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第 31 条の規定に基づく。
- 15 第 3122 条第 3 項の履行期間の延長は、契約書第 23 条の規定に基づく。
- 16 第 3123 条第 1 項一時中止については、契約書第 20 条第 1 項の規定に基づく。
- 17 第 3124 条第 1 項第 1 号発注者の賠償責任について、一般的損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした災害は契約書第 29 条の規定による。
- 18 第 3125 条第 1 項第 1 号受注者の賠償責任等について、一般的損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした災害は契約書第 29 条の規定による。
- 19 第 3125 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。
- 20 第 3126 条第 1 項部分使用については、契約書第 34 条の規定に基づく。
- 21 第 3127 条第 1 項主たる部分については、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づく。
- 22 第 3127 条第 2 項については、契約書第 7 条第 3 項ただし書きの規定に基づく。
- 23 第 3128 条第 1 項成果物の使用等については、契約書第 6 条第 4 項の規定に基づく。
- 24 第 3129 条第 1 項守秘義務については、契約書第 1 条第 5 項の規定に基づく。
- 25 第 3133 条履行報告については、契約書第 15 条の規定に基づく。

第 6 条 再委託

林野委託仕様書第 1129 条第 4 項、第 2130 条第 4 項、第 3127 条第 4 項の「なお、…」以下は、「なお、協力者は、兵庫県の測量・建設コンサルタント業務等入札指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。」と読み替えるものとする。

第 7 条 治山事業測量業務

- 1 仕様書等に示す尺度は、紙に出力した図面の尺度を示す。
- 2 委託業務の成果品は、林野委託仕様書に準拠し、発注内容に応じて下記項目について報告書に取りまとめる。
- 3 報告書の提出については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県県土整備部)に準拠して電子納品を行うことを基本とする。
 - (1) 社内検査報告書(受託者・照査者の押印があることとする。)
 - (2) 検定証明書写し(トータルステーション・レベルなど 有効期限が明記されていることとする。)
 - (3) 精度管理表・点検測量記録(主任技術者・点検者などの押印があることとする。)
 - (4) 基準点網図
 - (5) 測点座標計算書・座標値リスト(点名、座標値XYZを記載することとする。)
 - (6) 成果表、成果数値データ
 - (7) 観測手簿
 - (8) 点検測量簿
- (9) 仮BM設置状況写真(遠景と近景の二種類を撮影し、測点名を記載した黒板を写しこむこととする。遠景においては付近の地形・地物により測点位置が安易に推測可能な撮影を行うこととする。)
- 3 平面測量において用地に関する基準点・境界点・境界線などを測定した場合は、兵庫県公共測量作業規程第 4 編第 4 章用地測量に準ずるものとする。
- 4 成果品の提出部数については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県農林水産部)に準拠し、作成した電子データをオンライン電子納品登録システムにより電子納品保管管理システムへ登録することで行うものとする。また、電子媒体(CD-R、DVD-R 等)の作成及び提出は、受注者と発注者が協議の上、合意した場合のみ認めるものとし、従来どおりの紙媒体の成果品を 1 部納品するものとする。

区分	作成内容
溪流 平面図	*B. M. 測点番号の他、露岩、砂礫の堆積、溪流の荒廃状況、植生等を記入し、計画ダムの立地的関係が明らかになるよう付近の崩壊地、既設工事、道路等図示する。 *溪流巾 100m程度(片側 50mずつ)の範囲で計画地の地形を明らかにする。 
山腹 地測量	*B. M. 測点番号の他、崩壊地の形状、露岩、湧水点露頭、植生等を記入し、山腹工事計画地の立地的関係が明らかになるよう付近の崩壊地、既設工事、道路等を図示する。 

第8条 CAD製図基準（治山、林道共通）

製図基準は、「CAD 製図基準」(国土交通省)並びに「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県農林水産部)に準拠して図面を作成し、成果品については電子納品を行うことを基本とする。

第9条 林道事業測量設計等業務

1 中心線測量

測点杭の設置については、林野委託仕様書第 2212 条ほかの記載のとおりとするが、その基準によっても測点間が 10mを超えないようプラス杭を設置すること。

2 横断測量及び横断設計

複数の測点が接近する場合において、地形等条件に差異がなく、測点間距離が 2m以下の場合は、監督員と協議のうえ、横断測量位置を 1 つにすることができる。

但し、横断測量を省略した場合においても、計画高以外の設計断面に相違がある場合は、横断図を省略しないこと。

3 土質調査

No. 測点ごとに、あらかじめ測定した検測棒等を地山に挿入(打込み)し残尺写真を撮影のうえ、周囲の状況等も勘案したうえで岩盤の深さを推定し、横断図に反映すること。検測棒の挿入にあたっては、転石を考慮して 2～3 点試行すること。

4 境界点測量

林道敷地と民地等との境界に、林道敷の境界杭(森林基幹道測量設計等業務の場合は別途支給、その他測量設計等業務は受注者が用意(合成樹脂杭))を設置すること。併せて状況写真を撮影すること。

5 測量成果等

測量成果等については、林野委託仕様書の記載のほか、以下についても提出することとする。

- (1) 社内検査報告書(受託者・照査者の押印があること)
- (2) 検定証明書写し(トータルステーション・レベル等 有効期限明記)
- (3) 精度管理表
- (4) 点検測量記録(主任技術者・点検者などの押印があること)
- (5) 測点座標計算書
- (6) 座標値リスト(点名、座標値 XYZ を記載すること)成果表、成果数値データ
- (7) 観測手簿
- (8) 点検測量簿
- (9) 仮 BM・トラバー杭設置状況写真(遠景及び近景の 2 種類を撮影し、測点名及び基準値を記載した黒板を写し込むこととする。遠景においては付近の地形・地物により測点位置が容易に推測可能な撮影を行うこと)
- (10) 協議記録(協議の経過、それに基づく線形計画、測量、設計の経過を記録した資料、その時使用した図面(案)など)

6 図面

図面については第 8 条の CAD 製図基準により作成することを基本とする。

オリジナルデータ作成にあたっては、下記を参照のこと。

- (1) 提出内容は、平面図、施設配置図、拡幅平面図、求積図、縦断面図、横断面図、構造図、標準図、展開図、高盛土部の平面図、縦断面図、横断面図、各種構造図(よう壁類、排水施設等)及びその他特に指示された図面等を基本とする。
- (2) CAD データのファイルは、図面一葉ずつに半角アルファベットで、図面番号二桁を先頭につけ、アンダーバーを入れた後 図面名とその種別ごとの連番と括弧書きで路線及び工区名を付けることとする。
(例:05_横断図 01(前地・カンカケ線 11-10). Jww)

7 設計業務報告書

設計業務の成果品は、林野委託仕様書に準拠し、発注内容に応じて下記項目について報告書に取りまとめる。報告書の提出については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県農林水産部)に準拠して電子納品を行うことを基本とする。

(1) 土質調査報告書

(2) 数量計算表

土量計算ほか各工種数量計算表

(3) 工法選定

各構造物を設計するにあたり、標準設計以外の工法を選定するにあたっては、施工性、経済性等の項目について他工法との比較を行い、選定根拠を整理すること。

補強土壁工や特殊擁壁工等の様々な類似工法が存在する工法を採用する際には、同類の他工法との比較設計を行い、それぞれの構造図、数量計算表及び概算工事費を提出すること。

(4) 安定計算書

構造物(よう壁類)は安定計算をすること。

盛土(残土処理場)高 10m 以上の場合は盛土安定計算をすること。

(5) 流量計算書 (集水面積図 1:5000 程度を含む)

(6) 毎木調査

(7) 写真

全景及び近景 (No.測点ごと、主要構造物設置区間、谷部排水施設区間、その他各撮影地点における
施工地林内の状況写真を含める)

毎木調査状況 (No.ごと、所有界別)

土質調査状況 (No.ごと、その他)

8 成果品の提出部数

「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県農林水産部)に準拠し、作成した電子データをオンライン電子納品登録システムにより電子納品保管管理システムへ登録することで行うものとする。また、電子媒体(CD-R、DVD-R 等)の作成及び提出は、受注者と発注者が協議の上、合意した場合のみ認めるものとし、従来どおりの紙媒体の成果品を 1 部納品するものとする。

第 10 条 森林土木工事詳細設計照査要領に基づく照査業務

林野委託仕様書第 2110 条第 4 項の照査技術者が行う確認及び照査は、森林土木工事詳細設計照査要領に基づき行わなければならない。

森林土木工事詳細設計照査要領:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk15/gyoumitaku.html>

調査業務報告書

(背)	字の大きさ	(表)
令和 年度	(小) →	令和 年度
○○○○○○○○	(大)	○ ○ ○ ○ ○ 調 査
調査	→	(契約名称とする)
報告書	(小)	○○郡○○町○○ 地内
(調査箇所がわかるように)	←	(調査箇所がわかるように)
○○郡○○町○○ 地内	(中)	報 告 書
兵庫県○○○○○事務所	→	令和 年 月
○○○コンサルタント㈱		兵 庫 県
		○○○○○○○○○事務所
		○○○コンサルタント㈱